いじめ対策委員会を核とした対応（委員会の主な役割）

□いじめ防止対策推進法第22条に基づき学校に設置される組織

□校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（当該学年主任・学級担任・保護者等）から構成。

□いじめ防止対策推進法第13条に基づき、この委員会が未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処の４つの視点において、この委員会が基本方針策定の中核となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 未然防止 | 〇子供の誇りと自信を守る学級・学年・学校作り教育委員会・警察・子供家庭支援センター・児童相談所などとの連携　・朝の会や休み時間明けの児童観察や呼名。自主的な当番活動、創造的な係活動など。　・行事･･･学年で心を一つにする表現や作品⇒帰属意識〇いじめ対策委員会によるいじめ防止年間計画の提示　・いじめ防止標語・ポスター・シンボルマーク・いじめ撲滅宣言などの全校での取り組み・いじめに関する校内研修の計画（各教科等での指導）・教科や道徳でのいじめに関する授業の実施。〇情報の周知、指導の徹底（組織としての対応）・毎週1回、生活指導終会で、児童間のトラブルの報告連絡相談・いじめに関する研修会〇児童会を活用した取り組み　・あいさつハイタッチ運動（年3回代表委員会で役割分担して実施） |
| 早期発見 | 〇学校いじめ対策委員会による発見　・アンケート調査を年７回実施。結果の公表（学校便り・道徳地区公開講座）（学校独自のアンケート5･10･1月末に3回、7･9･12･3月に都のアンケート4回実施）〇保護者・地域の方との連係・協力・学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集•共有。・安全安心パトロールの登校時や休み時間の見守り。日誌の交換、定期的な連絡会の開催。・保護者の方や地域の方の踏切や横断歩道の見守り。〇スクールカウンセラー・心のふれあい相談員による面接面談　・ 児童の個別面接。保護者の面談。 |
| ◇早期対応◆重大事態への対処 | ◇◆学校いじめ対策委員会を核とした対応策の提示　・把握した情報に基づく速やかな対応策の検討。実施に向けた役割分担の明確化。◇◆被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取り組み　・被害の子供の安全確保。SC、心ふれあい相談員によるケア。　・加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導。管理職による徹底した説諭。　・周囲の子供の関わり方を観察、指導。　・専科、空き時間の教員、支援員による徹底したTT指導。◇◆被害の子供の保護・ケア・複数の教員による安全確保。SC、心ふれあい相談員によるケア。家庭状況の把握とケア。◆加害の子供への働き掛け　・別室での学習実施、徹底した指導。警察への相談・通報。懲戒や出席停止。加害の子供と保護者のケア。◆教育委員会・関係機関との連携　・教育委員会への報告と連携、子供家庭支援センター・児童相談所などの連携協力。◆保護者・地域との連携　・緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生委員・児童委員等との連携。　・当該保護者への状況の詳細を説明。再発防止策の周知・徹底。 |

※学校評価による検証と基本方針の見直し